

告示

埼玉県告示第三百五号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年三月九日

埼玉県知事 上田清司

一 知事指定薬物

- イ ニーハ「ビス（四フルオロフェニル）メチル」スルフィニルアセトアミド（通称名Bisfluoromodafinil）及びその塩類
- ロ ニー（四フルオロフェニル）三メチルモルフォリン（通称名四FP M）及びその塩類
- ハ *Mitragyna speciosa* 及びその近縁植物（ただし、*Mitragynine* 又は *7a-Hydroxy-7H-mitragynine* を含有するものに限る。）（通称名Kratom）
- ニ（*E*）—メチル—ニ—（*2S*・*3S*・*12bS*）—三—エチル—八—メトキシ—一・二・三・四・六・七・十二・十二*b*—オクタヒドロインドロ「*2*・三—*a*」キノリジン—ニ—イル—三—メトキシアクリラート（通称名Mitragnine）及びその塩類
- ホ（*E*）—メチル—ニ—（*2S*・*3S*・*7aS*・*12bS*）—三—エチル—七*a*—ヒドロキシ—八—メトキシ—一・二・三・四・六・七・七*a*・十二*b*—オクタヒドロインドロ「*2*・三—*a*」キノリジン—ニ—イル—三—メトキシアクリラート（通称名*7a-Hydroxy-7H-mitragynine*）及びその塩類
- ヘ *N*—（ニフェニルプロパン—ニ—イル）—一—「（テトラヒドロ—二*H*—ピラン—四—イル）メチル」—*H*—インダゾール—三—カルボキサミド（通称名CUMYL—THPINACA）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十八年三月十日